

# 関西女子野球連盟規約

## 第1章 総則

第1条（名称）この連盟は「関西女子野球連盟」と称す。

第2条（事務所）この連盟は事務所を事務局長宅に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条（目的）

この連盟は、関西地区における女子野球チームの普及と振興を図り、正しい野球の指導を通し、心身の錬磨とスポーツプレーヤー精神の理解につとめ、明朗な社会人としての基礎を養成し、併せて女子の健全育成を図ることを目的とする。

第4条（事業）前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 女子に適した野球規則の研究と指導
- 2 女子野球の指導者の育成ならびにチーム結成の促進
- 3 関西女子野球選手権大会の開催
- 4 その他、目的に必要と認められる事項

## 第3章 会員

第5条（資格）

会員は、この連盟の目的に賛同して、所定の手続きを経て連盟に加盟した女子選手チームとする。

第6条（加盟）

1. チームは、加盟に際して、代表者（成人）・監督の署名をもって連盟に登録する。
2. チーム登録は、中高生の部、一般の部に分類される。

中高生の部は、中学1年生～高校3年生までのメンバーのみで構成されたチームとする

第7条（手続き）

この連盟に加盟を希望するチームは、全日本女子軟式野球連盟の加盟申請審査を受け承認を得たチームとする。

第8条（会費）会員は次の会費を納めなければならない。

- 1 年会費 30000円（全日本女子軟式野球連盟年会費10000円を含む）

第9条（納期）会員は次の納期を遵守する。

- 1 年会費 毎年2月（但し、年度途中加盟の場合は加盟月末）
- 2 大会参加金 大会開催日前

第10条（脱退）

会員は連盟を脱退しようとする時は、理由を付して脱退届けを理事長宛提出し、理事会の承認を経て受理される。

第11条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の2/3以上の議決によりこれを除名できる。

- 1 会費を故無く納入しないとき。
- 2 この連盟の名誉を毀損し、または連盟設立の目的及び趣旨に反する行為をしたとき。

第12条（拠出金の不返還）

脱退し、または除名された会員がすでに納入した会費その他の拠出金は返還しない。但し、第8条に定める加盟金に限り加盟が認められなかった場合は返還する。

## 第4章 役員及び職員

### 第13条 (役員)

この連盟には次の役員を置く

- 会長 1名      ●副会長 若干名      ●理事長 1名
- 副理事長 2名      ●事務局長 1名      ●理事 加盟チーム1名以上
- 会計 1名      ●監事 2名

### 第14条 (選任)

- 1 各チームの中から理事候補を推薦し、総会の過半数の新任により選任される。
- 2 理事の中から、理事長・副理事長を選出する。
- 3 会長・副会長・事務局長・監事は理事会で選任し、総会で承認する。

### 第15条 (職務)

- 1 会長は、この連盟を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 理事長・副理事長・理事は理事会を構成し、連盟の運営・執行を決定する。
- 4 理事長は理事会を代表し、業務を統括する。
- 5 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時はその職務を代行する。
- 6 理事は業務を担当処理する。
- 7 事務局長は、理事会の決定事項を処理し日常業務を統括する。
- 8 監事は会計・財務・理事業務に関する監査を行いその結果を理事会および総会に報告する。

### 第16条 (任期)

- 1 役員の任期は2年とする。但し再任する事が出来る。
- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間と同じにする。
- 3 役員は“辞任した場合”または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは事務を担当しなければならない。

第17条 (解任) 役員に役員としてふさわしくない行為があった場合、理事会の議決により解任する事が出来る。

### 第18条 (事務局および職員)

連盟の事務を処理するために事務局を設け所要の職員をおくことが出来る。 職員は理事長が任命する。

### 第19条 (顧問および評議員)

理事会の議決により名誉会長・顧問および評議員を置くことができる。

- 1 名誉会長・顧問および評議員は会長が委嘱する。
- 2 顧問および評議員は会長および理事長の諮問に応じ適切な助言あるいは協力をなすものとする。

## 第5章 会議

### 第20条 (種別)

この連盟の会議は総会および理事会の二種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

### 第21条 (構成)

- 1 総会は会員チーム代表者(1名)をもって構成し出席者の中から議長を選出する。
- 2 理事会は理事を持って構成し、理事長が議長となる。

### 第22条 (機能)

- 1 総会はこの規約に定めるものの他、次の事項を審議・承認する  
(1)事業計画および報告 (2)予算案・決算報告 (3)連盟規約の改変 (4)その他、連盟の運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この規約に定めるものの他次の事項を審議決定する  
(1)総会の承認した事項に関すること (2)総会に付議すべき事項  
(3)その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## 第23条（開催）

- 1 通常総会は毎年2月に開催する
- 2 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集し、定例理事会を年2回に開くものとする。また理事の1/3以上の要求があった場合には、会議の目的を示して請求があったときに開催する。
- 3 臨時総会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。

## 第24条（定足数）

- 1 総会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。但し委任状を提出した場合、または代理人と委任した場合は出席したものとする。
- 2 理事会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。

## 第25条（議決）

会議の議決は別に定められたものの他、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決する

## 第6章 資産および会計

### 第26条（財源）

この連盟の財源は次の各号によって構成される

- (1) 加盟金
- (2) 年会費
- (3) 大会参加金
- (4) 助成金
- (5) 寄付金品
- (6) その他収入

### 第27条（決算）

この連盟の決算は、理事会の承認と監事の監査を経て総会で承認されなければならない。

### 第28条（管理）

会計は収支管理を行うものとする。

### 第29条（会計年度および事業年度）

会計年度および事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日までとする。

### 第30条（備付簿帳）

連盟に次の簿票を備え付ける。

- (1) 現金出納簿
- (2) 証拠書類（領収書）
- (3) 備品台帳

## 第7章 大会および試合

### 第31条（試合規則）

- 1 大会および試合における規則は連盟において定めたところに従わなければならない。定めなき場合は全日本軟式野球連盟の規則に準ずる。
- 2 選手は傷害保険に加入しなければならない。
- 3 連盟主催以外の各地区大会を開催するときは日時・場所・参加チーム名をあらかじめ連盟に届け出て許可を受けなければならない。

## 第8章 附 則

- (1) 大会規定・慶弔規定・表彰物保管規定・審判規定については別に定める。
- (2) この規約に定めなき事項については、理事会において協議しその議決によるものとする。
- (3) 本規約の改廃は理事会の発議または会員の1/3以上の発議により、総会の審議、議決を経て行うものとする。
- (4) 本規約は平成6年4月1日より施行する。
- (5) 平成22年1月17日第2条・第23条一部改正
- (6) 平成23年2月13日第6条・第7条・第8条・第9条改正
- (7) 平成29年12月4日第8条改正
- (8) 平成30年2月11日第9条・第23条改正